

NO	市町村名	子ども医療(81)												障害者(80)		ひとり親(90)						
		入院						通院						1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】		1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】						
		1日あたりの自己負担額【7日自費】※市町村費、1医療機関にかかる料金※薬局での自己負担なし						1月あたりの自己負担額【○:自己負担なし】※市町村費、1医療機関にかかる料金※薬局での自己負担なし						入院		通院						
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳～中学生	3歳～中学生	小中学生	小中学生							
029	糸島市	○		○		○												3歳以上(3歳に達する日の翌月初日)から高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 上記以外 500円/日(月10日上限) 低所得者300円/日(月10日上限)		小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)500円/月	
052	那珂川市	○	○	○	○													3歳～中学生○	3歳～中学生○	小中学生○	小中学生○	
054	宇美町	○		○		○	○	○		500円			500円					中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 高校生世代以外 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	中学生まで子ども医療適用	中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)500円/月	
055	糟粕町	○		○		○	○	○		500円			500円					3歳以上から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 上記以外 一般500円/日(月10日上限) 低所得者300円/日(月10日上限)	3歳以上から就学前○	小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)500円/月	
056	志免町	○		○		○	○	○		500円			500円					中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 高校生卒業以降 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	中学生まで子ども医療適用	就学前まで子ども医療適用 小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	就学前まで子ども医療適用 小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)500円/月	
057	須恵町	○		○		○	○	○		500円			500円					3歳以上から中学生まで子ども医療適用 高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 上記以外 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)		小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○	小学生から高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)500円/月	
058	新宮町	○		○		○	○	○		500円								○		就学前子ども医療適用 小学生以上高校生世代○ ※上記は子どもの場合	就学前子ども医療適用 小学生以上高校生世代 500円/月 ※上記は子どもの場合	
059	古賀市	○		○		○												6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるものから18歳年度末まで 500円/日(月3000円を上限) 低所得者300円/日(月2100円を上限) 精神病棟入院費用対象 18歳に達した4月1日以降 500円/日(月1000円を上限) 低所得者300円/日(月600円を上限) 精神病棟入院費用対象	6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるもの 500円/月(上限)			
060	久山町	○		○		○	○	○		500円			500円					3歳から高校生世代○ それ以上 500円/日(月10日上限) 低所得者300円/日(月10日上限)	3歳から就学前○ 小学生以上 500円/月	小学生から高校生世代○	3歳から就学前○ 小学生から高校生世代 500円/月	
061	粕屋町	○		○		○	○	○		500円			500円					3歳から高校生 子ども医療適用 高校生世代より入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)		小学生から高校生世代まで○	小学生から高校生世代まで 500円/月	
067	芦屋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○ 18歳に達する日以後の最初の3/31までの精神入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	18歳に達する日以後の最初の3/31まで○	
068	水巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18歳年度末まで○ 18歳年度末までの精神入院費用対象 19歳以上一般 500円/日(月7日上限) 低所得者300円/日(月7日上限)	18歳年度末まで○	18歳年度末まで○	18歳年度末まで○	
069	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	○				500円					18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 500円/月	
070	通賢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,600円	15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 500円/日(低所得者300円/日)※月7日限度 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神入院費用対象	中学3年まで○	中学3年まで○	中学3年まで○
071	小竹町	○	○	500円	500円	500円	○	○	○	1200円	1600円	1600円										
072	鞍手町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		高校3年生まで○ 高校3年生までの精神入院費用対象 65歳以上入院 一般500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度)	高校3年生まで○	高校3年生まで○	高校3年生まで○
075	桂川町	○	○		500円					600円	600円								○ 精神障害健康福祉手帳取得による受給者の精神病棟への入院は18歳に達する以後の最初の3月31日まで対象 ※小学校就学前の児童は、子ども医療を優先		12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先)医療機関ごと 500円/日(月3500円を限度)	12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先)医療機関ごと 800円/月
096	大刀洗町	○	○	500円	500円	500円	○	○	○	1000円	1000円	1000円							18歳年度末(精神入院:18歳年度末) 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度)			
098	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		中学3年まで○		中学3年まで○	
103	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		入外とも 高校生○		入外とも 高校生○	
111	香春町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		18歳の年度末までについては子ども医療費適用		18歳の年度末までについては子ども医療費適用	
112	添田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		中学3年まで○ 中学3年生まで精神入院費用対象		中学3年まで○	
114	糸田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		3歳～18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)○ 精神病棟入院費用については、高校3年生まで自己負担なし。		小学校就学後から18歳の年度末までの子ども○(※6)	

NO	市町村名	子ども医療(81)										障害者(80)		ひとり親(80)			
		入院					通院					1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】		1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】			
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】(○:自己負担なし) ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					1月あたりの自己負担額【○:自己負担なし】 ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし					入院	通院	入院	通院		
3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末								
115	川崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○
118	大任町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
119	赤村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
120	苅田町	○	500円		500円	○	600円		600円								
125	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
129	筑前町	○	○	500円	500円	○	○	1200円	1600円								
130	東峰村	○	○	○	○	○(※2)	○	○	○	○	○(※2)						
131	上毛町	○	○	○	○	○(※3)	○	○	500円(※3)								
132	築上町	○	○	○	○	○	○	○	600円 ※所得制限なし		身体障害者手帳(1050以上) 所得制限あり	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで 一般300円/日(月7日限度) 低所得300円/日(月7日限度) 精神病床入院費用対象 (就学前までは子ども医療を使用)	小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで 500円				
133	福智町	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
134	みやこ町	○	500円		○	600円											

子ども医療・障害者・ひとり親医療について

(※1)福岡市:3歳児精密検査の場合は、自己負担500円なし。

(※2)東峰村:①ひとり親家庭等医療助成受給者
②就業している者、婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※3)上毛町:①医療保険各法の被扶養者でない者(国保被保険者を除く)。
②婚姻している者
①と②に該当する者は対象外

(※4)うきは市:精神障がい者(就学前(3歳以上)～高校生世代以外)は精神病床への入院は対象外

(※5)糸田町:重度障害者・ひとり親家庭等医療証保持者は子ども医療の対象外

(※6)糸田町:重度障害者医療証保持者はひとり親家庭等医療の対象外

(※7)東峰村:令和7年4月診療分から遡及

「空欄」については福岡県に準じる。